

外国為替に関する省令の一部を改正する省令案の概要

1. 根拠となる法令の条項

外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 18 条第 1 項及び第 18 条の 3 第 1 項

2. 改正の概要

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「犯収法施行規則」という。）に併せ、以下①及び②の改正を行う。

3. 施行予定日

令和 9 年 4 月 1 日（犯収法施行規則の一部を改正する命令の施行日と同日）

（改正内容）

- ① 自然人である顧客又は代表者等の本人確認方法（外為省令第 8 条第 1 項第 1 号関係）
- ② その他所要の改正

（注）具体的な改正内容は新旧対照表のとおりであり、警察庁が本年 12 月 5 日から意見公募手続を実施している「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」による本人特定事項の確認方法の見直しと同様の内容です。